（注）１　「増掘又は動力装置の場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
２　工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（1）当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）

（2）当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図

（3）当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面

（4）当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程

（5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第2項において準用する同法第4条第1項第1号から第3号まで又は同法第11条第3項において準用する同法第4条第1項第1号若しくは第3号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類

（6）申請者が温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面